

森林法中改正法律案特別委員會議事速記錄第一號

第七十四回
貴帝國議院會同族

付託議案

森林法中改正法律案

۲۷۰

委員田名

委員長 伯爵川村鐵太郎君

公爵一條 實孝君

侯爵佐竹
義春君

子爵伊集院兼知君

子爵金島直綱君

木場
貞長君

男爵小畠太郎君

男爵近藤
滋彌君

校本
學系

小林嘉平治君

山本
米三君

綱原武太郎君

三月一日(木曜日)午前十時

○委員長(伯爵川村鐵太郎君) ソレデハ是

カラ開會致シマス、第一ニ政府提案ノ理由

第四部第一五類 森林法中改正法律案特別委員會議事速記錄第一號 昭

貴族院

スルコト致シタノデアリマスガ、改正法律案ノ主ナル内容ト致シマシテハ、第一ニ、大地積ノ森林所有者ハ、其ノ森林ニ付キ施業案ヲ編成シテ地方長官ノ認可ヲ受クルコトトシ、又中小ノ森林所有者ハ、森林組合ヲ設立シテ、組合ニ於テ施業案ヲ編成シ、地方長官ノ認可ヲ受クルコト致シテ居ルノデアリマシテ、右ニ依ル施業案ノ編成ノナイ森林ニ付キマシテハ、行政官廳ニ於テ森林生産ノ保續ヲ圖ル爲メ必要アルトキハ、伐採方法其ノ他施業上必要ナル事項ノ指定ヲ爲シ得ルコト致シテ居ルノデアリマス、第二ニ、大地積ノ森林ノ所有者、森林組合等ガ、施業案其ノ他ニ定メラレマシタ施業上ノ要件ニ準據セザルモノアル爲ニ、種々ノ弊害ヲ生ズル虞ガアリマス場合ニハ、行政官廳ガ或ハ伐採ノ停止ヲ命ジ、或ハ其ノ者ニ代ツテ施業上必要ナル行爲ヲ爲スコトガ出來ルコトニ致シテ居ルノデアリマス、第三ニ、大地積ノ森林ノ所有者及森林組合ニ對シテハ、治水其ノ他公益上特ニ必要アル場合ニハ、特定ノ資格ヲ有スル施業技術者ヲ置クコトヲ從漁助成シ、以テ森林生産部門ニ於ケル活動ヲ促進スル爲

ニ、從來ノ制度ノ下ニ認タラレテ居リマシ
タ造林組合、施業組合、土功組合及保護組
合ノ四種ノ組合ヲ整理統合致シマシテ、一
ハ共有林等ニ關シ現ニ存立スル施業合同組
合ノ充實ヲ圖リ、一ハ組合員ガ各其ノ所
有林ニ付テ行フ施業ニ關シテ、共同ノ施業
案ヲ編成シ、之ニ基イテ各組合員ノ間ニ施
業ノ調整ヲ行フモノトシ、各地方ノ實情ニ
即シテ其ノ普及ヲ圖ルコトト致シテ居ルノ
デアリマス、尙組合員ノ出資ニ基キ、自己
資金ヲ持チ得ル森林組合ニ付キマシテハ、
必要ナ程度ニ於テ林產ノ物ノ運搬、加工、
保管、販賣ニ關スル施設、森林ノ維持又ハ
施業ニ必要ナル資金ノ貸付、地區内森林ニ
付キ地元森林所有者ノ創設、組合員ノ委託
ニ依ル森林ノ施業等ノ事業ヲ行ヒ得ル能力
ヲ明カニ規定致シマシテ、其ノ機能ノ充實
ヲ圖ルコトト致シタノデアリマス、尙此ノ
機會ニ於キマシテ現行森林法第七章罰則ニ
關スル規定ハ、舊刑法ノ特別刑法トシテ規
定セラレテ居リマスルノデ、之ヲ現行刑法
ノ規定ニ即應スルヤウニ改正致スコトニ
ナツタノデアリマス、次ニ林業種苗法ニ付テ
御説明申上ゲマス、造林ノ成績ハ造林ニ使
用致シマシタル種子ヤ、苗木ノ品質ノ良否
ニ依存スルコトガ頗ル大デアルノミナラ

ズ、其ノ種苗ノ良否ト云フモノハ相當ノ年子ヲ経過シテ、後ニ至ツテ初メテ外部ニ顯レテ來ルモノデアリマスカラ、一旦種苗ノ選擇ヲ誤ツタ場合ニハ、永年ノ努力ト多額ノ經費トヲ空シク水泡ニ歸スルノ虞ガアリマスノデ、優良ナ種苗ノ使用ト云フコトハ、造林ノ實行ニ當ツテ最モ肝要ノ事項デアリマス、從ヒマシテ前述ノ如ク木材需給ノ實勢ニ鑑ミ、造林ノ急務デアル現下ノ時局ニ於キマシテハ、種苗ノ生産及配給ニ關シ適當ナル施設ヲ講ズルコトガ喫緊ノ要務ト認メラレルノデアリマス、而シテ内地ノ林業經營ニ關シ最モ重要ナル樹種デ、且林業經營ノ實績ヲ確保スルト云フ見地カラ見テ最モ力ヲ致スベキモノ、即チ杉、檜、赤松、黒松、落葉松、蝦夷松及櫻松ノ七樹種ノ種苗ニ付先ツ本法ヲ適用スルコト致シテ居ルノデアリマスガ、本法ニ依ツテ優良種苗ノ採取ニ適スル樹木、又ハ其ノ集團ヲ母樹又ハ母樹林トシテ保存シ、種苗ノ採取ヲ適切ナラシムルト共ニ、造林ニ當リ適地適木ノ原則ヲ具現セシムル爲ニ、特定ノ樹種ノ種苗ニ付テハ、之ニ適スル配付區域ヲ定メ、又種苗ノ販賣ヲ業トスル者ヲシテ、種苗ノ品質マシテ、森林生產ノ成果ヲ確保シ、併セテヲ保證セシムル等ノ爲必要ナル規定ヲ設ケ

林業經營ノ基礎ノ安定ニ資シタイト存ズル
次第デアリマス、以上ガ森林法中改正法律
案及林業種苗法案ノ内容ノ大要デアリマス
ガ、何卒御審議ノ上速カニ御可決アラムコ
トヲ希望致シマス

カラ預カレマセヌノデゴザイマスカ

○政府委員(村上富士太郎君) 全然コチラ

ハ興リマセヌデス、是ハ御發表ハ宮内省ノ方デハ致サナイカモ知レマセヌ、國有ノ方ハ恐ラク御示ハ出來ルト思ヒマスガ、御料ノ方ハムツカシイカト思ヒマス

○山本米三君 其ノ量ダケデ結構デゴザイマス、價格ノ方ハ宜シウゴザイマス

○絲原武太郎君 私モ御手數デゴザイマスガ、参考資料ヲ戴キタイト思ヒマス、最近五箇年間ニ生産シマス木炭ノ數量、是ハ出来マスレバ年度別ニ願ヒタイト思ヒマス、ソレト木炭ノ需要ト、消費量ヲ同様年度別ニシテ願ヒタイト思ヒマス、尙之ノ最高最低價格ノ概況ヲ併セテ承知致シタイト思ヒマス、ソレト同時ニ木炭ノ生産ニ依リマスル輪伐段別ノ概況ガ分リマスレバ、是モ知リタイト思ヒマス、ソレカラ次ニ現在ニ於ケル府縣ノ各郡各町村ニ駐在配置セラレテ居リマス森林指導技術員ノ員數竝ニ狀況、但シ此ノ中デ木炭ニ關シマスル指導竝ニ検査ノ職員ハ除外シテ戴キタイ、ソレカラ是ハ農林省ノ方デハ少シ或ハ御無理カト思ヒマスガ、若シ戴ケマスレバ大變仕合ト思ヒマス、町村特別稅、山林ニ對シマスル段別割ヲ賦課徵稅シテ居リマスル町村數及其ノ

段別ノ概況、之ヲ最近五箇年ニ付テ知リタ

○山本米三君 チヨット追加致シマシテモ

ラレテ居リマス相續稅ノ最近五箇年間ノ狀況ガ、若シ知リ得マスコトガ出來マスレバ仕合ト存ジマス

○政府委員(村上富士太郎君) チヨット絲原議員ニ御尋ネシタイノデゴザイマスガ、地方ノ吏員ト申シマスノハ、一般的ノ吏員デ

ゴザイマスカ、木炭トカ木材検査員ヲ除イタ一般指導員ノコトヲ……

○絲原武太郎君 左様デゴザイマス

○政府委員(村上富士太郎君) ソレカラ薪炭林ノ伐採面積デゴザイマスカ

○絲原武太郎君 左様デゴザイマス、伐採面積ノ概況ガ分リマスレバ、五箇年間ノ一年間平均デモ宜シウゴザイマス

○政府委員(村上富士太郎君) 伐採面積ハヒヨットスルト分ラヌカモ知レマセヌ、石數ハ分ヅテ居リマス

○絲原武太郎君 サウシマスト大抵マア實地カラ云フト、十町歩デ概數幾ラノ段別ニナル、一町歩ニ幾ラノ生産ヲスルト云フコトハ、大抵ハ見込ガ付クノダト思ヒマスデ

ガザイマスガ、其ノ數量ヲ全國的ニ御計算ニナリマシテ、凡ソ何十萬町歩トカ、何百

思ヒマス、ソレ以上ハ宜シウゴザイマス

○山本米三君 チヨット追加致シマシテモ

ウツ御願ヒ致シタウゴザイマス、森林擔保金融ノ貸付利率デゴザイマス、最高最低並ニ貸借ノ期間、何箇年ト云フ期間ガ知リ

タイト思ヒマス、ソレカラモウツ昭和十四年ノ北海道並ニ樺太ニ於ケル豫定ノ伐採量及ビ價格、之ヲ知リタイト思ヒマス

○男爵三須精一君 私ハ参考資料トシテ、此ノ森林種苗法案ノ参考資料ヲ御願ヒシタ

イト思ヒマス、現在ニ於ケル林業種苗取扱業者ノ專業者並ニ兼業者ノ數、ソレカラ苗木取扱者ノ養成シテ居ル面積ト其ノ取扱ノ數量、ソレカラ此ノ林業種子ノ移出入ガ相當アルト私ハ思シテ居リマスガ、其ノ種類ト其ノ移出入先ヲ御知ラセ願ヒタイ、同時に三ツヲ……

○子爵梅園篤彦君 只今御配付戴キマシタ

参考資料ヲ拜見シマスト、勸業銀行、農工

銀行、信託會社、產業組合等ノ森林擔保貸付ノ昭和十二年十二月現在ノ狀況ガ出テ居

リマスガ、若シ出來マシタナラバ是等ノ貸付主體別森林擔保ノ各府縣別現狀ヲバ、成

ノ方デ此ノ際參考資料ヲ御請求ノ方ハゴザ

イマセヌカ……ソレデハ御請求ノ參考書類

ガ來マシタ上ニ、更ニ此ノ次ノ委員會ノ開催ハ彙報ヲ以テ御通知致シマスカラ、左様

思ヒマス、ソレ以上ハ宜シウゴザイマス

○山本米三君 チヨット追加致シマシテモ

イト思ヒマス、尙山林ニ對シテ過當課稅セ

ラレテ居リマス相續稅ノ最近五箇年間ノ狀況ガ、若シ知リ得マスコトガ出來マスレバ

仕合ト存ジマス

○政府委員(村上富士太郎君) チヨット絲原議員ニ御尋ネシタイノデゴザイマスガ、地

方ノ吏員ト申シマスノハ、一般的ノ吏員デ

ゴザイマスカ、木炭トカ木材検査員ヲ除イタ一般指導員ノコトヲ……

○絲原武太郎君 左様デゴザイマス

○政府委員(村上富士太郎君) ソレカラ薪炭林ノ伐採面積デゴザイマスカ

○絲原武太郎君 左様デゴザイマス、伐採面積ノ概況ガ分リマスレバ、五箇年間ノ一年間平均デモ宜シウゴザイマス

○政府委員(村上富士太郎君) 伐採面積ハヒヨットスルト分ラヌカモ知レマセヌ、石數ハ分ヅテ居リマス

○絲原武太郎君 只今御配付戴キマシタ

参考資料ヲ拜見シマスト、勸業銀行、農工

銀行、信託會社、產業組合等ノ森林擔保貸付ノ昭和十二年十二月現在ノ狀況ガ出テ居

リマスガ、若シ出來マシタナラバ是等ノ貸付主體別森林擔保ノ各府縣別現狀ヲバ、成

午前十一時五十二分散會

出席者左ノ如シ

委員長

伯爵川村鐵太郎君

副委員長

男爵三須精一君

委員

公爵一條 實孝君

侯爵佐竹 義春君

子爵伊集院兼知君

子爵鍋島 直繩君

子爵梅園 篤彦君

木場 貞長君

男爵小畠大太郎君

男爵近藤 滋彌君

小林嘉平治君

山本 米三君

絲原武太郎君

政府委員

農林政務次官 松村 謙三君

昭和十四年三月一日印刷

昭和十四年三月一日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局